

江川、高野、夜、意、見



秘密指定解除

公文書監理室

サンフランシスコ平和条約第二条の項について

江川 英一
馬野 雄一

才四条は、またの項で、日本の放棄地域（第二条）にある日本の財産（日本国及びその国民の財産及び放棄地域の現施政当局並に住民に対する）請求権（日本国及びその国民の請求権）の処理と、丁度逆の日本にある放棄地域の施政当局及び住民の財産（日本国及び国民に対する）請求権の処理とを併せて、日本と放棄地域の施政当局との間の特別取極の主題としてゐる。この放棄地域の一つが朝鮮であるか、この規定を朝鮮にあてはめれば、日本の在韓財産及び対韓請求権と、韓国の在日財産及び対日請求権とが、日本と韓国との間の特別取極であるとにも処理されるべきことを意味する。

才四条の項では、9項の放棄地域に、才三条のアメリカの施政地域を加えて、そのは

あるアメリカの軍政府へオニ条の地域の一部とオニ条の地域によつて行われた日本へ
國及び國民の財産の「処理の効力を承認する」ことを日本が約している。朝鮮とくに
南朝鮮に在る現在の韓国には、その然之前にアメリカの軍政府が存し正にこの項に該
當する。そこで在韓日本財産に対するアメリカ軍政府の過去の処理が如何なるものであ
つたにせよ日本はこれを争はずに承認することになる。在韓日本財産の処理は、又曠て
曰韓の間の特別取扱の一方の主題とされることになつてゐるか、右項の限外は、すな
はち右の特別取扱による將來の処理が劇約されることとなる。

三、朝鮮（韓国）は、サンフランシスコ条約の当事國ではないが、右のオニ条に關しては
利益が同条約（ニ）条で規定され、韓国が利益の意思は明らかである。

四、四条により日本が承認する在韓財産の処理は、過去のゆゑであつて、それをそのま
ま認めるということである。従つて、四条の効果は、アメリカ軍政府によつてすでに
行われた処理の内容によつて定まる。この実は連合國內の日本財産（の中する在外財産）

に於いて、連合国の処分権を認めらるる（一四条）の場合とは全く異なつてゐる。この場合とは、日本財産の処分は所に連合国に認められるのであつて、戦時中に連合国のこれら自国内の敵（日本）産をどのように処理したかは問題でなく、平和条約の規定で新に処分権が認められる。四条の場合、平和条約で新に処分権が認められるのである。これは在韓日本財産については、（一）項の制約が一方に於いてあるが、韓国の在日財産とともに、平和条約以後に予定される日韓の特別取極による処理の対象とされることからは明らかである。

五 問題の項の在韓日本財産に対するアメリカ軍政府の処理の効力は、一九四五年度アメリカ軍政長官命令第三三三号と一九四八年の米韓協定が判断の基礎となる。ところが、その前に、少し廻り道であるが、問題の理解を助けるために、占領の問題に於ける朝鮮の場合は、当時の日本の領土の一部が戦争によりアメリカ軍によつて占領され、その軍政の下にあかれものである。そのような占領下にあける占領地財産（この場合在韓日本財産が実際にそれに該当する）については、一般国際法の規定がある。

即ち、占領地においては、敵の国有財産中、動産については、工作機動作ニ供スルニ
トシ得ベキトシの（現金、基金、有価証券、貯蓄兵器、輸送材料、在庫品、糧秣など）
ヘーク陸戦規則五三系一項）は、これを押収し、且つ没収することゝできる。古以外の
国有動産は没収すべきない。国有不動産はこれを管理し使用するこゝはできないが、その元
本及び収益は保護し保存しなけれはならぬ。ヘーク陸戦規則五五系参照）敵國人の
私有財産は一般にこれを尊重することとを要し没収は許さぬ。ヘーク陸戦規則五六系二項）が、
私有の動産中、通信、輸送用の一切の機件、貯蔵兵器その他の軍需品は、これを押収し
て使用するこゝができる。没収はすべきない。戦後原物で返還するか、原物を返還しな
いときは、その他損害のあるときは賠償をしなくてはならない（同上五三系二項）。私
有の建物を使用することは慣習的に認められてゐる。市町村の財産及び宗教、慈善、教
育、慈善並かに学術用の建設物（国有私有を問わぬ）は、私有財産と同一の保護を受
ける。即ち、占領国は、占領地の被占領国の財産について、右のような処遇を適法に為
しうる。被占領国はその効力を認めなくてはならない。そこで、没収しうべき一連の国
有動産については、その所有権とどむに一切の請求権も失われる。その他の国有動産、

固有不動産及び私有不動産 不動産といつては、所有権は失われぬ。占領地が否と
る。占有、使用その地の管理、措置はある範圍の財産については当然に認めなくてはなら
ない。しかし、それについては、戦後に返還及び賠償の請求権が認められる。その地、
完全に所有権を保持するものについては、損害があれば一般に賠償の請求権が認められ
る。

六、但し、右の占領地財産の列強は、一般の特殊占領と異つ特別の場合の合意のないときのこと
である。その處で戦國の日本財産の場合には次の二点へ注意せよ。一、問題となる。

第一に、アメリカによる朝鮮の上領は、戦中の進行中における典型的な特殊占領と違
つて、日本の降伏後の占領である。同くノ降伏後の占領である日本本土の占領において
は、ポツダム宣言、降伏文書の実施が特別法として先行し、一般占領法規は補充的に適
用されるにとまり、一般占領法規による規律とは相當に異なつたことか實際に行われ
た。ポツダム宣言、降伏文書の各条項外、日本本土以外、朝鮮を含む日本の放棄地域が
ポツダム宣言の地域に、そのまま適用があるとはいへないか。それらの地域の占領が単なる

戦時占領ではないことは確かである。殊に、それらの地域は原則として、「独立」させ
るとか、「返還」するといふことか、ポツダム宣言（や八項）條文書の中へ規定され
ている。占領地としての朝鮮はこれを独立させることを日本はすでに連合国に約束して
いる。このような占領は普通の戦時占領とは考えられぬ。日本本土の占領がそうであ
つたように放棄地域への占領も當帝國に認められたそれだけの政治的目的の下で行われる
占領であつて、単なる占領を越えて「管理」といわれる性質をもつてゐる。従つて、朝
鮮に於いては、日本自ら承認してゐる「独立」といふ目的の下で占領管理が行われ、占
領地の財産についても占領の一般法規と異なることを行われる法的な可能性があ
る。

七、 右に関連して、注意されることは、割譲などを予定される他の放棄地域と同じ
いであるか、独立を予定する朝鮮の場合には、旧領有国財産につりて、いわゆる国家相
続の問題があることである。

一般に國家相続の場合には、國有不動産は新國家の所有となる。國有不動産は政府の預金
又は新國家の所有に移るが、一般に國有不動産については確定した原則がない。私有財産
は原則としてそのまま認められる。右のうち、所有権が移転するものについては、補償の
請求ということはない。この場合は、ある範圍で、一般台領法規による財産処理の場合(五)
より強度である。

ハ 第二に、四條では、朝鮮でアメリカの軍政府が行つた日本財産の処理の効力を日本
が承認しているのであるから、右の処理がいかなるものであつても、四條の直接の効
果として、日本はその効力を認めなければならない。五の一般台領法規による財産処理
と違ふより強度の処理であつても、また六の單なる台領以上に独立を予定する朝鮮の管
理の下で適法に考えられる財産処理を越えた強度の処理であつても、さらにまた独立の
場合の國家相続を前提とする財産処理を越えた強度のものであつても、日本はその処理
の効力をそのまま認めなければならない。これが、四條の直接の効果である。

九 一般台領法規による財産処理の効果は、これは當然に被台領國が承認すべきものであ

るから、そのための、特別の規定をおく必要はない。四条bのような規定をおくのは、そのような処理を越えて行つた処理を特に承認させるためであると想像される。

二〇 四条bについては、朝鮮の占領管理下で、アメリカ軍政府が在韓日本財産について行つた処理の効力が何であるかが最後の決定的な問題であるが、その判断の素材として与えられているものは、一九四五年十二月の軍政長官命令オ三三三号と一九四八年九月の米韓協定である。右の命令オ三三三号は、オ二条で、在韓日本財産を、国有、私有を問わずにアメリカ軍政府に帰属 (Vest) させた。右の米韓協定はオ五条で、この帰属財産を韓国政府に移転 (Transfer) し、その管理 (Administration) の下においた。韓国政府は、アメリカ軍政府の在韓日本財産の処理を承認し、その処理から生ずる現在及び将来の請求権を含むすべての責任についてアメリカに肩代りした (五条三項)。

二一 ところで、「帰属」ということは、実法上の觀念であるが、この場合、所有相手側

(アメリカ軍政府) → 韓国政府) に移してこれに一切の管理を行わせ、一方におりて従

来の所有者の権利を必ずしも否認しないものである。従つて、これは單純な所有権の剝奪、即ち没収とは違ふ。大伴、英米が朝鮮に自国内の敵産の管理についてやつてゐることと同じやり方である。日本本土においても、連合国は、枢軸国即ち敵国の財産について同じことをやつた。そのいふ例の場合にも、没収の効果は、その偏偏行為から直接には生じない。連合国は、右のような自国内の敵産及び占領管理下の敵国内の他の敵国の財産の没収（賠償と関連してゐるが、私有財産については、補償の規定がなく、実質的に没収である）を含む処分権を得たが、これは平和条約の特別の規定（平和条約第十四条^{第14条}）及びニホ条参照）によるものである。日本の在韓財産が、いかに処理されるかは、四條の留保を除いて、四條の特別取極による今後の向題とされてゐる。若し軍政府の処分が完全な没収であつたら、四條の規定は法律上の意味を失ふであらう。

二三のみならず、日本が在外財産の没収処分は連合国に対して認められただのであつて、韓国にはそのような権利は認められていない。（二一條）。且つ連合国による日本の在外財産処分にも一定財産に除外例がある（一四條の五）。四條によつて日本の在韓財産の

没収が一般に（帰属は公私を問わず一切の日本財産について為されている）認められる結果となれば、自国内の日本財産に対する連合国の権利以上のものを韓国に与えたことになり、不合理である。

三 以上の四条の結果アメリカ軍政府の処理（一〇）によつて結局韓国政府に移転された日本財産についてなお従来所有者たる日本或は日本人に残ると考へられる権利も、平和条約で保障されているのではなく、それこそ正に四条の日韓特別取極で、処理されることか予定されているものである。それでは、どこに在韓日本財産についてこれを日本に権利が残されているかは、結局「アメリカ軍政府命令の「帰属」(Went) 行為に依存する。それについては、英米法の観念で、なお明確にしえない点もあるが、日本財産一般が帰属されたたけで最終的に権利を剝奪されていないこと、即ち没収されたのではないということから、帰属財産又はその形を変えたもの（売得金、収益金）一般（公私を問わず）一切の財産が帰属の対象）の価値に等しい請求権をもつと認めることは無理である。それは、四条以外のところも項をあげた意味が実質的に殆んどない。

一般占領法規（五）からしても無理であるが（一定の没収しうべき財産がある）、独立のための管理（六）、国家相続の前提（七）などを考慮すれば（補償を伴ふ不当然所有権の移転する財産の範囲で五の場合を越えるものがある）、なおさら無理である。帰属行為によつて、前所有者の権利を完全に否定することなく所有を交じた財産の権利関係が最終的にどうなるかは、どのような帰属行為による処理を通じて達成しようとする目的と無関係に判断することはできないであらう。占領中の軍政府の処理で他に特別のもの（それがあれば四条りで日本は承認しなればならない）がない限り、「帰属行為」の最終的效果（それが四条りで日本が承認すべきもの）、その反面においてなお日本に残ると考えらるる権利（請求権）の性質及び範囲については、以上の諸要素を併せ考へべきであらう。